

年金見込み額

平成18年8月22日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所
TEL 0999-99-9999
FAX 0888-88-8888

下記は、通常受給(本来の年金支給額)と60歳から老齢基礎年金を繰り上げた場合の受け取り方法による年金額比較です。
満額(定額部分、加給年金の支給開始)の受給開始年齢は64歳です。

厚生年金
加入期間 加入月数 平均標準報酬
H15年3月迄 424月 345,666円
H15年4月～ 38月 454,555円

生年月日 昭和22年4月2日
性別 男性
中高年の特例支給 有
部分年金の特例支給 無

厚生年金基金
H15年3月迄 月 円
H15年4月～ 月 円

国民年金 納付済期間 12月
免除期間 全額
3/4
半額
1/4

加給年金対象配偶者 有
加給年金対象子の数 人

付加年金加入期間

年 齢		60歳～	61歳～	62歳～	63歳～	満額受給開始 64歳～	65歳～
受け取り方法							
通常受給	報酬比例部分	1,217,491	1,217,491	1,217,491	1,217,491	1,217,491	老齢厚生年金 1,217,491
	定 額 部 分					762,697	経過的加算額 301
	老 齢 基 礎 年 金						782,199
	加 給 年 金					396,000	396,000
	支 給 年 額	1,217,500	1,217,500	1,217,500	1,217,500	2,376,200	2,396,000
	支 給 月 額	101,458	101,458	101,458	101,458	198,017	199,667
一部繰上げ	報酬比例部分	1,217,491	1,217,491	1,217,491	1,217,491	1,217,491	老齢厚生年金 1,217,491
	定 額 部 分	152,539	152,539	152,539	152,539	152,539	経過的加算額 301
	老 齢 基 礎 年 金	438,031	438,031	438,031	438,031	438,031	594,471
	加 給 年 金					396,000	396,000
	支 給 年 額	1,808,000	1,808,000	1,808,000	1,808,000	2,204,000	2,208,300
	支 給 月 額	150,667	150,667	150,667	150,667	183,667	184,025
全部繰上げ	報酬比例部分	1,217,491	1,217,491	1,217,491	1,217,491	1,217,491	老齢厚生年金 1,217,491
	定 額 部 分					301	経過的加算額 301
	老 齢 基 礎 年 金	547,539	547,539	547,539	547,539	547,539	547,539
	加 給 年 金					396,000	396,000
	支 給 年 額	1,765,000	1,765,000	1,765,000	1,765,000	2,161,300	2,161,300
	支 給 月 額	147,083	147,083	147,083	147,083	180,108	180,108

基金の代行部分 0 円

年金の累計額について 一部繰上げが通常受給に追い抜かれる年齢 76歳7ヶ月
全部繰上げが通常受給に追い抜かれる年齢 73歳4ヶ月

のではなく、またその額の受給を保証するものではありません。正確な年金額は社会保険事務所でご確認ください。

年金見込み額

平成18年8月22日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所

TEL 0999-99-9999

FAX 0888-88-8888

下記は、通常受給(本来の年金支給額)と62歳06ヶ月から老齢基礎年金を繰り上げた場合の受け取り方法による年金額比較です。

満額(定額部分、加給年金の支給開始)の受給開始年齢は64歳です。

年 齢		60歳～	62.06歳～	64歳～	65歳～
受け取り方法					
通常受給	報酬比例部分	1,217,491	1,217,491	1,217,491	老齢厚生年金 1,217,491
	定 額 部 分			762,697	経過的加算額 301
	老 齢 基 礎 年 金				782,199
	加 給 年 金			396,000	396,000
	支 給 年 額	1,217,500	1,217,500	2,376,200	2,396,000
	支 給 月 額	101,458	101,458	198,017	199,667
一 部 繰 上 げ	報酬比例部分	1,217,491	1,217,491	1,217,491	老齢厚生年金 1,217,491
	定 額 部 分		305,079	305,079	経過的加算額 301
	老 齢 基 礎 年 金		398,921	398,921	711,801
	加 給 年 金			396,000	396,000
	支 給 年 額	1,217,500	1,921,500	2,317,500	2,325,600
	支 給 月 額	101,458	160,125	193,125	193,800
全 部 繰 上 げ	報酬比例部分	1,217,491	1,217,491	1,217,491	老齢厚生年金 1,217,491
	定 額 部 分			301	経過的加算額 301
	老 齢 基 礎 年 金		664,869	664,869	664,869
	加 給 年 金			396,000	396,000
	支 給 年 額	1,217,500	1,882,400	2,278,700	2,278,700
	支 給 月 額	101,458	156,867	189,892	189,892

基金の代行部分 0 円

年金額は概算です。また、支給年額で100円未満四捨五入の端数処理をしています。
正確な年金額は社会保険事務所でご確認ください。

通常受給と60歳で繰上げた場合の年金額比較

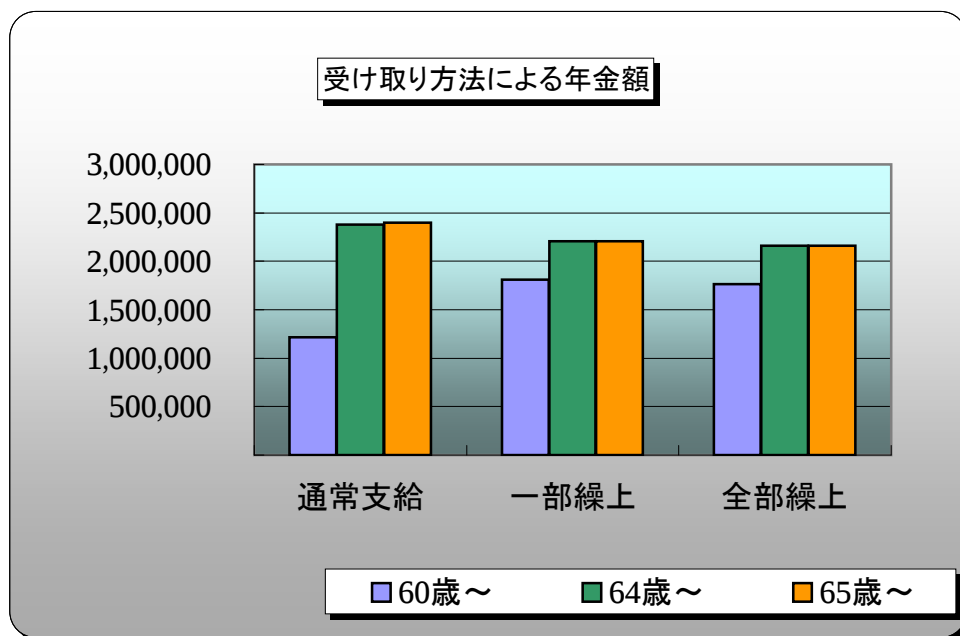
平成18年8月22日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所

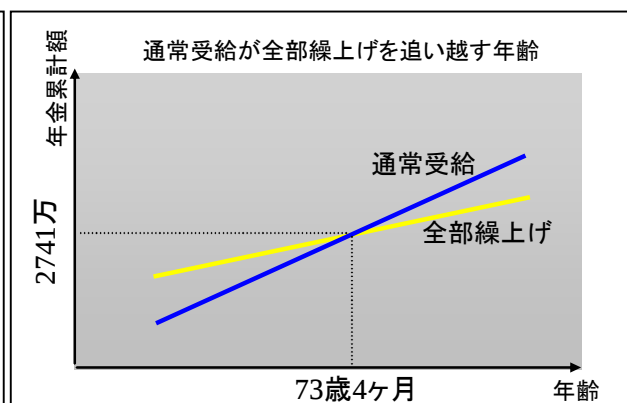
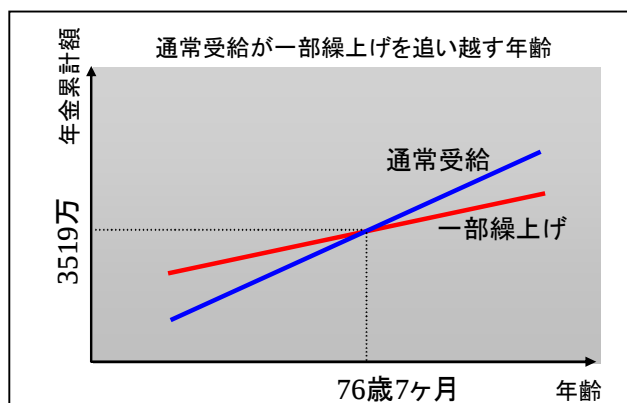
TEL 0999-99-9999

FAX 0888-88-8888



年齢 受取方法	60歳～	64歳～	65歳～
通常支給	1,217,500	2,376,200	2,396,000
一部繰上	1,808,000	2,204,000	2,208,300
全部繰上	1,765,000	2,161,300	2,161,300

受け取り方法による、年金累計額の分岐点



国民年金の原則受給、繰上げ・繰下げ

平成18年8月22日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所

TEL 0999-99-9999

FAX 0888-88-8888

加入期間

納付済期間	365 ヶ月
全額免除期間	12 ヶ月
半額免除期間	12 ヶ月

付加年金加入期間	365 ヶ月
3/4 免除期間	12 ヶ月
1/4 免除期間	12 ヶ月

原則受給の年金額 721,500 円 月額 60,125 円
振替加算 0 円

繰上げ受給

	60歳～	61歳～	62歳～	63歳～	64歳～
年額	505,100	548,400	591,700	634,900	678,200
月額	42,092	45,700	49,308	52,908	56,517
支給率	70.0%	76.0%	82.0%	88.0%	94.0%
累計同年齢	76歳8ヶ月	77歳8ヶ月	78歳8ヶ月	79歳8ヶ月	80歳8ヶ月

繰下げ受給

	66歳～	67歳～	68歳～	69歳～	70歳～
年額	782,100	842,700	903,400	964,000	1,024,600
月額	65,175	70,225	75,283	80,333	85,383
支給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%
累計同年齢	77歳10ヶ月	78歳10ヶ月	79歳10ヶ月	80歳10ヶ月	81歳10ヶ月

支給率とは 本来の65歳の受給時に対する割合です。(振替加算分は除く。)
累計同年齢とは 本来の65歳から受給した場合に、累計額がほぼ同額となる年齢です。繰上げ受給の場合、その年齢までは本来受給よりも多く受けられますが、その年齢以降では65歳からの受給のほうが多くなります。繰下げ受給の場合は、逆にその年齢までは65歳受給の方が有利ですが、その年齢以降では繰下げ受給のほうが多く受けられることになります。

国民年金の支給率

受給開始年齢	繰上げ受給					原則	繰下げ受給				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
請求月が誕生月	70.0%	76.0%	82.0%	88.0%	94.0%	100.0%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%
〃 〃 1ヶ月	70.5%	76.5%	82.5%	88.5%	94.5%	100.0%	109.1%	117.5%	125.9%	134.3%	142.0%
〃 〃 2ヶ月	71.0%	77.0%	83.0%	89.0%	95.0%	100.0%	109.8%	118.2%	126.6%	135.0%	142.0%
〃 〃 3ヶ月	71.5%	77.5%	83.5%	89.5%	95.5%	100.0%	110.5%	118.9%	127.3%	135.7%	142.0%
〃 〃 4ヶ月	72.0%	78.0%	84.0%	90.0%	96.0%	100.0%	111.2%	119.6%	128.0%	136.4%	142.0%
〃 〃 5ヶ月	72.5%	78.5%	84.5%	90.5%	96.5%	100.0%	111.9%	120.3%	128.7%	137.1%	142.0%
〃 〃 6ヶ月	73.0%	79.0%	85.0%	91.0%	97.0%	100.0%	112.6%	121.0%	129.4%	137.8%	142.0%
〃 〃 7ヶ月	73.5%	79.5%	85.5%	91.5%	97.5%	100.0%	113.3%	121.7%	130.1%	138.5%	142.0%
〃 〃 8ヶ月	74.0%	80.0%	86.0%	92.0%	98.0%	100.0%	114.0%	122.4%	130.8%	139.2%	142.0%
〃 〃 9ヶ月	74.5%	80.5%	86.5%	92.5%	98.5%	100.0%	114.7%	123.1%	131.5%	139.9%	142.0%
〃 〃 10ヶ月	75.0%	81.0%	87.0%	93.0%	99.0%	100.0%	115.4%	123.8%	132.2%	140.6%	142.0%
〃 〃 11ヶ月	75.5%	81.5%	87.5%	93.5%	99.5%	100.0%	116.1%	124.5%	132.9%	141.3%	142.0%

65歳受給の場合と累計額でほぼ同じになる年齢

受給開始年齢	繰上げ受給					原則	繰下げ受給				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
請求月が誕生月	76.08	77.08	78.08	79.08	80.08		77.10	78.10	79.10	80.10	81.10
〃 〃 1ヶ月	76.09	77.09	78.09	79.09	80.09		77.11	78.11	79.11	80.11	81.10
〃 〃 2ヶ月	76.10	77.10	78.10	79.10	80.10		78.00	79.00	80.00	81.00	81.10
〃 〃 3ヶ月	76.11	77.11	78.11	79.11	80.11		78.01	79.01	80.01	81.01	81.10
〃 〃 4ヶ月	77.00	78.00	79.00	80.00	81.00		78.02	79.02	80.02	81.02	81.10
〃 〃 5ヶ月	77.01	78.01	79.01	80.01	81.01		78.03	79.03	80.03	81.03	81.10
〃 〃 6ヶ月	77.02	78.02	79.02	80.02	81.02		78.04	79.04	80.04	81.04	81.10
〃 〃 7ヶ月	77.03	78.03	79.03	80.03	81.03		78.05	79.05	80.05	81.05	81.10
〃 〃 8ヶ月	77.04	78.04	79.04	80.04	81.04		78.06	79.06	80.06	81.06	81.10
〃 〃 9ヶ月	77.05	78.05	79.05	80.05	81.05		78.07	79.07	80.07	81.07	81.10
〃 〃 10ヶ月	77.06	78.06	79.06	80.06	81.06		78.08	79.08	80.08	81.08	81.10
〃 〃 11ヶ月	77.07	78.07	79.07	80.07	81.07		78.09	79.09	80.09	81.09	81.10

国民年金(障害基礎年金)

支給要件



- ◎ 初診日に国民年金に加入中の人、または国民年金の加入者であった60歳以上65歳未満の日本に住んでいる人
- ◎ 保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。
- ◎ 20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。
- ◎ 初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヵ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。

年金額

障害基礎年金1級 990,100円 (792,100円×1.25) + 子の加算
障害基礎年金2級 792,100円 + 子の加算

子の加算 第1子・第2子 各 227,900円
第3子以降 各 75,900円

子とは

18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

見込額の試算

障害の等級 1級 ▼ 子の数 1人 障害基礎年金 1,218,000円

厚生年金保険(障害厚生年金)

支給要件



- ◎ 初診日に厚生年金に加入中の人
 - ◎ 初診日から1年6ヵ月経過した日またはそれまでに治癒した日(障害認定日という)に国民年金法および厚生年金保険法に定める一定の障害の程度(1級、2級および3級)に該当していること
 - ◎ 20歳となった月から初診日の属する月の前々月までの期間について、保険料納付期間と免除期間を合算して2/3以上あること
- なお、保険料の納付状況は、初診日の前日における納付状況により判断されます。

年金額

【1級】 (報酬比例の年金額) × 1.25 + 配偶者の加給年金額(227,900円)
【2級】 (報酬比例の年金額) + 配偶者の加給年金額(227,900円)
【3級】 (報酬比例の年金額) ※最低保障額 594,200円

報酬比例の年金額の計算式

{(平均標準報酬月額 × 乗率(7.5/1000) × 平成15年3月以前の被保険者期間月数)
+ (平均標準報酬額 × 乗率(5.769/1000) × 平成15年4月以後の被保険者期間月数)}
× 1.031 × 0.985

※障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎とはされません。

- ◎ 厚生年金の加入月数(平成15年3月以前の加入月数と平成15年4月以降の加入月数の合計)が300ヵ月(25年)未満の場合には、300ヵ月(25年)加入したものとみなして年金額が計算されます。
- ◎ 障害の状態が1級および2級と認定された場合、受給権者と生計を同じくする65歳未満の配偶者がいれば、配偶者加給年金が加算されます(3級の場合には配偶者加給年金は加算されません)。
- ◎ 障害の状態が1級および2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支給されます。
- ◎ 障害の状態が3級と認定された場合で、上記の計算式により計算された年金額が最低保証額594,200円(年額)に満たないときは、最低保証額が受給額となります。

見込み額の計算

平成15年3月以前の被保険者期間月数 289ヶ月 平均標準報酬月額 289,000円
平成15年4月以後の被保険者期間月数 33ヶ月 平均標準報酬額 320,000円

☐ 配偶者の加給年金 有

障害厚生年金の額 【1級】 872,500円
【2級】 698,000円
【3級】 698,000円

障害手当金

障害手当金

1,396,000円

障害の程度が比較的軽く、障害厚生年金の対象としては該当しない場合でも、それが一定の基準以上の障害であれば「障害手当金」の対象になることがあります。この障害手当金は年金ではなく、一時金で、その額は3級障害厚生年金の2年分に相当する額(最低保証額は1,171,400円)です。また、配偶者や子どもがいても加算はありません。

支給要件

初診日に厚生年金の加入者であることや一定の保険料納付期間を満たしていることは障害厚生年金と同じですが、初診日より5年以内に治癒し3級よりも軽度の障害が残ったときに支給されます。

その他

障害等級の例



- 【1級】 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
両下肢の機能に著しい障害を有するもの
両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの、その他
- 【2級】 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
1下肢の機能に著しい障害を有するもの
両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 【3級】 両眼の矯正視力が0.1以下のもの

20歳前傷病による障害基礎年金にかかる所得制限

20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が398万4千円(2人世帯)を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、500万1千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

国民年金(遺族基礎年金)

支給要件

被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。)

対象者



(1)子のある妻（夫には支給されません。）(2)子

子とは次の者に限ります。

a 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

b 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

年金額

792,100円 + 子の加算

子の加算	第1子・第2子	各	227,900円
	第3子以降	各	75,900円

子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。

見込額の試算

妻が受給する場合 子の数 遺族基礎年金

寡婦年金

支給要件



夫が、死亡日が属する月の前月までの第1号被保険者期間のうち、25年以上保険料を納めた期間(免除された期間も含む)があるが年金を受けずに亡くなったとき、夫に扶養されていて10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

年金額

夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金の4分の3の額。

見込額の試算

保険料納付状況	{	保険料納付済月数	289 月	夫の生年月日 S14.4.2 ~ S15.4.1 ▼	寡婦年金 413,000円
		保険料1/4免除月数	12 月		
		保険料半額免除月数	12 月		
		保険料3/4免除月数	12 月		
		保険料全額免除月数	12 月		

死亡一時金

支給要件



死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料半額免除期間の月数の1/2の期間とを合算した月数が36か月以上ある人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けることもなく亡くなった場合に、死亡した人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹に支給される一時金です。

ただし、遺族基礎年金を受けられる場合には支給されず、寡婦年金を受けられる妻の場合は、この死亡一時金と選択することになります。

年金額

被保険者期間	死亡一時金
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

定額保険料(毎月の保険料)と付加保険料(毎月400円を別納)を3年以上納めた人が死亡した場合はさらに8,500円加算支給されます。

厚生年金保険(遺族厚生年金)

支給要件



- ① 被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。)
- ② 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。
- ③ 一級か二級の障害厚生年金を受けられる人が死亡したとき

対象者

- ◎ 遺族基礎年金の支給の対象となる遺族 ((1)子のある妻 (2)子)
- ◎ 子のない妻
- ◎ 55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給)
- ◎ 孫(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者または20歳未満で1・2級の障害者)

年金額

{(平均標準報酬月額×乗率(7.5/1000)×平成15年3月以前の被保険者期間月数)
+(平均標準報酬月額×乗率(5.769/1000)×平成15年4月以後の被保険者期間月数)}
×1.031×0.985×3/4

※支給要件が上記②の場合には、計算式の1000分7.5および1000分の5.769の乗率は死亡した方の生年月日に応じて1000分10～1000分の7.61および1000分の7.692～1000分の5.854となります。

厚生年金の加入月数(平成15年3月以前の加入月数と平成15年4月以降の加入月数の合計)が300ヵ月(25年)未満の場合には、300ヵ月(25年)加入したものとみなして年金額が計算されます。

中高齢寡婦加算

なお、夫が死亡したときに35歳以上の子のない妻、または子が18歳に達し遺族基礎年金を受給できなくなった妻が受ける場合には、40歳から65歳まで594,200円が加算されます。

見込み額の計算

☒ 中高齢寡婦加算 有	被保険者(亡くなった方)の生年月日	昭和6年4月2日 ~ 昭和7年4月1日 ▼	
平成15年3月以前の被保険者期間月数	289ヶ月	平均標準報酬月額	300,000円
平成15年4月以後の被保険者期間月数	12ヶ月	平均標準報酬額	340,000円
		遺族厚生年金	1,231,200円

経過的寡婦加算

妻が65歳になると「中高齢寡婦加算」はなくなりますが、「昭和31年4月1日以前」に生まれた妻は生年月日に応じて、遺族厚生年金に「経過的寡婦加算」が支給されます。これは、国民年金の任意加入期間が短いため、老齢基礎年金額が中高齢寡婦加算額より少なくなってしまうのを補うものです。

上の中高齢寡婦加算の代わりに経過的加算で再計算します。

妻の生年月日	昭和10年4月2日 ~ 昭和11年4月1日 ▼		
経過的寡婦加算	384,500円	遺族厚生年金	1,021,500円

年金と給与、所得税の計算

様

本人区分、扶養親族等		年金収入	65歳以上
障害者区分	1:一般 2:特別	年金収入	2,000,000
老年者		年金所得金額	600,000
寡婦区分	1:一般 2:特別	社会保険	0
寡夫		源泉所得税	110,000
勤労学生		給与収入	
配偶者区分	1:一般 2:老人	給与収入	3,600,000
一般扶養	3:特障一般 4:特障老人	給与所得金額	2,340,000
特定扶養		社会保険	484,560
老人扶養		源泉所得税	128,880
同居老親等		所得計	
同居特別障害一般		所得金額計	2,940,000
同居特別障害特定		源泉徴収税額	238,880
同特障同居以外の老人			
同特障同居老親等		控除分	
一般障害者		社会保険料控除分	484,560
特別障害者		社会保険申告分	0
		小規模共済掛金等	0
所得控除		生命保険控除	50,000
社会保険申告分	0	個人年金控除	50,000
小規模企業共済等	0	損害保険控除	12,500
生命保険一般	145,000	配偶者特別控除	0
個人年金保険料	100,500	基礎控除等	380,000
長期損害保険料	15,000	控除計	1,177,060
短期損害保険料	0	課税所得額	1,762,000
配特控除合計所得	0	税計算	
住宅借入特別控除	0	年税額	176,200
		住宅控除取得控除	0
支払医療費	300,000	差引税額	176,200
医療費補填額	0	定率減税額	35,240
		差引年税額	140,960
		還付税額	97,920

平均標準報酬(月)額

期間	標準報酬(月)額	月数
昭和40年1月 ～ 昭和41年12月	50,000	24
昭和42年1月 ～ 昭和43年12月	60,000	24
昭和44年1月 ～ 昭和45年12月	70,000	24
昭和46年1月 ～ 昭和48年12月	80,000	36
昭和51年1月 ～ 昭和53年12月	100,000	36
昭和54年1月 ～ 昭和56年12月	150,000	36
昭和60年1月 ～ 昭和63年12月	300,000	48
平成1年1月 ～ 平成2年12月	350,000	24
平成3年1月 ～ 平成4年12月	450,000	24
平成5年1月 ～ 平成7年12月	490,000	36
平成9年1月 ～ 平成13年12月	520,000	60
平成14年1月 ～ 平成18年12月	620,000	60

総月数	432
平成6年評価	394,313
平成18年評価	413,502